

本件は 2025 年 12 月 3 日公示及び 2026 年 1 月 14 日の再公示の再再公示です。

公 示 日：2026 年 2 月 25 日（水）

調達管理番号：25a00721

国 名：ケニア国

担 当 部 署：経済開発部 農業・農村開発第 2 グループ第 5 チーム

調 達 件 名：ケニア国地方主導及び官民連携による市場志向型小規模農家支援プロジェクト（業務調整／研修）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：業務調整/研修
- （2）格付：4号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ナイロビ市
- （5）全体期間：2026年4月中旬から2028年6月下旬
- （6）業務量の目途：24人月

## 2. 業務の背景

ケニア共和国（以下、「ケニア」）は、農業が国内総生産（GDP）の約 21.8%（2023 年）を占める農業国であり、労働人口の約 32.3%（2023 年）が農業部門に従事している。農業セクターは、特に地方部における貧困削減及び社会・経済成長の促進において、不可欠な役割を果たしている。とりわけ、3ヘクタール以下の農地で耕作を行う小規模農家は、総農産物生産の 75%、市場で取引される農産物の 70%を担っており、農業経済を支える中核的な存在である。

しかし、小規模農家は生産性・市場アクセスの両面で課題を抱えている。生産性については、技術普及率の低さ、灌漑設備の未整備、気候変動の影響、さらに種子・肥料・農薬等の農業資材へのアクセス制約が挙げられる。市場アクセス面でも、仲

買業者との不利な取引、輸送インフラの未整備、市場情報の不足などにより、収益性が低い状況が続いている。また、1人の農業普及員が担当する農家数の多さも、技術移転や農家のマーケティング力強化を困難にしている。

こうした状況下、ケニア政府は一貫して農業部門の振興を国家開発計画の中心に位置づけてきた。「ケニア ビジョン 2030 (Kenya Vision 2030)」においては、農業を経済の柱の一つとして明確に位置づけ、特に小規模農家を対象とした市場志向型農業への転換を国家戦略の中核に据えている。また、10年間の中期指針である「農業セクター変革・成長戦略 (ASTGS)」(2019～2029年)では、小規模農家の所得向上、農業生産性及び付加価値の向上、家庭の食料安全保障の強化を主要目標に掲げている。さらに、第三期中期計画 (MTP III) (2018～2022年)及び第四期中期計画 (MTP IV) (2023～2027年)においても、農業の生産性向上を通じた所得改善や、農家のニーズに基づいた農業普及の強化が強調されている。加えて、2023年の「ケニア農業セクター普及政策 (KASEP)」では、農業普及サービスの強化を通じて、零細農業から商業的かつ近代的な農業への転換を図ることを目指しているが、特筆すべきは、その実現に当たっては多元的普及サービスの推進を行うとしていることである。これは、公的な普及サービス提供者のみならず、民間企業、NGO、協同組合、研究・教育機関、さらには独立系の農業サービスプロバイダー等、多様なアクターが連携または補完的に普及サービスを提供することで、サービスの質とアクセシビリティを高めることを目的としている。

こうした状況の下、我が国は2006年から「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP フェーズ1)」を開始し、市場志向型農業を推進するためのSHEPアプローチを開発した。このSHEPアプローチが小規模園芸農家の所得向上に有効であることが示されたことを受け、後継プロジェクトである「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト (SHEP UP)」は全国規模で実施された。さらに、第3フェーズに当たる「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP PLUS)」では、農業普及の実施がカウンティ政府の所掌に移行した体制の下で、SHEPアプローチの適用が試みられた。続く「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト (SHEP Biz)」(2020-2025)では、公的普及のみならず、NGO、民間企業、教育機関といった多様な機関によるSHEPアプローチの展開が進められた。こうした長年にわたる取り組みにより、SHEPアプローチは、KASEPにおいて、ケニアにおける普及手法の一つとして位置づけられた。

SHEPプロジェクトの第5フェーズに当たる本プロジェクトは、前フェーズで構築

された多様な機関との連携をさらに強化し、農業畜産開発省（MoALD）の SHEP アプローチ推進体制とカウンティ政府による SHEP の主流化をより確実なものとするを目的としている。本プロジェクトを通じて、官民の多様な機関により SHEP アプローチが小規模農家に届けられ、マーケティング能力及び生産技術力が向上し、持続的な地域農業の発展が支援されることが期待されている。

=====

プロジェクト目標：MoALD を中心とする政府機関及び連携機関の組織的能力が強化され、SHEP アプローチの全国的推進のための実施体制が確立される。

成果 1：MoALD 内における SHEP アプローチ推進のための制度的及び運営的能力が強化される。

成果 2：KSA 及び BAC の SHEP アプローチ指導者養成研修（ToT）実施機関としての能力が強化される。

成果 3：SHEP 主流化に取り組む対象カウンティ政府の SHEP アプローチ実施能力が強化される。

成果 4：連携機関による SHEP アプローチの採用が促進される。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

### 3. 期待される成果

プロジェクトの円滑実施に向け、C/P、プロジェクト双方の投入が適切に執行されるとともに、C/P とプロジェクト専門家間での良好な関係性構築が実現する。

#### <業務調整>

- ① プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入（日本側のみならずカウンターパートの配置、ローカルコスト予算等の先方の投入）が計画的、効果的、効率的に執行され、プロジェクトの活動が円滑に実施される。
- ② 日本側の事務、会計、庶務が規則通りにかつ効果的に行われる。
- ③ 本案件外の SHEP に関するワークショップ等が計画通り行われる。
- ④ 進捗に対応した各種報告が遅延なく提出される。

#### <研修>

- ① 第三国等からの研修の受け入れが、遅滞なく実施される。
- ② 農家に対するカウンティの SHEP 研修が実施され、結果が取りまとめられる。

## 4. 業務の内容

### <業務調整>

- ① チーフアドバイザーの運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う。
- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。
- ③ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- ④ 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ⑤ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ⑥ プロジェクトの専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
- ⑦ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
- ⑧ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑨ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑩ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等と十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

### <研修>

- ① カウンティの普及員が農家に対して行う SHEP 研修のカリキュラムの改訂を関係者とともに行う。
- ② カウンティが実施する SHEP アプローチに係る研修の計画・実施・モニタリングを支援するとともに、対象農家や普及員に対するベースライン・エンドライン調査の結果を取りまとめる。
- ③ 第三国への日本人専門家・カウンターパート派遣に向けた準備業務及び関係者との調整・実施管理を行い、派遣の結果を記録として取りまとめる。
- ④ 第三国等からの研修の受け入れにあたり、本邦及び各国関係者を受け入れるための準備業務及び関係者との調整・実施管理を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

| No. | 提案を求める項目                 | 業務の内容での該当箇所 |
|-----|--------------------------|-------------|
| 1   | C/P、専門家との関係性構築に向けた取り組み方針 | <業務調整>⑦、⑨、⑩ |
| 2   | プロジェクト活動の広報に関する取り組み方針    | <業務調整>⑤     |

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

| 類似業務経験の分野 | 業務調整に係る各種業務 |
|-----------|-------------|
| 語学の種類     | 英語          |

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名                 | 提出時期                     | 提出先                  | 部数 | 言語  | 形態    |
|----------------------|--------------------------|----------------------|----|-----|-------|
| ワーク・プラン <sup>1</sup> | 渡航開始より1カ月以内              | 経済開発部                | －  | 日本語 | 電子データ |
|                      |                          | ケニア事務所               | －  | 英語  | 電子データ |
|                      |                          |                      | －  | 日本語 | 電子データ |
|                      |                          | C/P 機関               | －  | 英語  | 電子データ |
| 3か月報告書               | 渡航開始より3か月ごと <sup>2</sup> | 国際協力調達部(C. C. 経済開発部) | －  | 日本語 | 電子データ |
| 業務進捗報告書              | 渡航開始より6か月ごと              | 国際協力調達部(C. C. 経済開発部) | －  | 日本語 | 電子データ |
|                      |                          | ケニア事務所               | －  | 日本語 | 電子データ |
| 業務完了報告書              | 契約履行期限末日                 | 経済開発部(C. C. 国際協力調達部) | 1部 | 日本語 | 電子データ |
|                      |                          | ケニア事務所               | －  | 日本語 | 電子データ |

<sup>1</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>2</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は2026年6月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

(プロジェクト) 本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー

イ SHEP パートナー連携

ウ 業務調整/研修(本専門家)

※ ア～イは別途派遣予定(2026年1月下旬を想定)。

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第2グループ第5チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- 「ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」終了時評価調査報告書
- 「ケニア国地方主導及び官民連携による市場志向型小規模農家支援プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

## 7. 選定スケジュール

| No. | 項目             | 期限日時              |
|-----|----------------|-------------------|
| 1   | 簡易プロポーザル等の提出期限 | 2026年3月11日 12時まで  |
| 2   | プレゼンテーション実施案内  | 2026年3月23日まで      |
| 3   | プレゼンテーション実施日   | 2026年3月26日 10:00～ |
| 4   | 評価結果の通知        | 2026年3月31日まで      |

## 8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：

当プロジェクトの詳細計画策定調査に評価分析団員として参加した「全世界(広域)市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査(SHEP アプローチ) (評価分析/研修ファシリテーション)」(調達管理番号：24a00938)の受注者(株式会社アイエムジー)及び同業務の業務従事者

(2) 家族帯同：可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部

(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。

す。予めご了承ください。

- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針、実施方法 36 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 20 点
- ② 語学力 10 点
- ③ その他学位、資格等 10 点
- ④ 業務従事者によるプレゼンテーション 20 点

（計 100 点）

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

| 家族帯同の有無 |    | 本人のみ（家族帯同無） | 家族帯同有     |
|---------|----|-------------|-----------|
| 月額（円/月） | 法人 | 1,087,000   | 1,243,000 |
|         | 個人 | 845,000     | 1,002,000 |

② 教育費：

| 就学形態    |                       | 3歳～就学前 | 小・中学校   | 高等学校    |
|---------|-----------------------|--------|---------|---------|
| 月額（円/月） | 日本人学校                 | 43,000 | 59,800  | -       |
|         | インターナショナルスクール/<br>現地校 |        | 151,400 | 166,800 |

③ 住居費：1,700ドル/月

④ 航空賃（往復）：502,196円/人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：ナイロビ市内に執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者/家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.ht>

ml

#### (4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### (5) その他留意事項

なし

以上

## 案件概要表

**1. 案件名 (国名)**

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：地方主導及び官民連携による市場志向型小規模農家支援プロジェクト  
Project of Smallholder Empowerment and Promotion for Local  
Extension Advancement and Dissemination (SHEP LEAD)

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
ケニア共和国（以下「ケニア」）は、農業が国内総生産（GDP）の約 21.8%（2023 年）を占める農業国であり、労働人口の約 32.3%（2023 年）が農業部門に従事している。農業セクターは、特に地方部における貧困削減及び経済成長の促進において、不可欠な役割を果たしている。とりわけ、3ヘクタール以下の農地で耕作を行う小規模農家は、総農産物生産の 75%、市場で取引される農産物の 70%を担っており、農業経済を支える中核的な存在である。

しかし、小規模農家は生産性・市場アクセスの両面で課題を抱えている。生産性については、技術普及率の低さ、灌漑設備の未整備、気候変動の影響、さらに種子・肥料・農薬等の農業資材へのアクセス制約が挙げられる。市場アクセス面でも、仲買業者との不利な取引、輸送インフラの未整備、価格情報の不足などにより、収益性が低い状況が続いている。また、1人の農業普及員が 700～1,500 戸を担当する過重な体制も、技術移転と販路拡大を困難にしている。

こうした状況下、ケニア政府は一貫して農業部門の振興を国家開発計画の中心に位置づけてきた。「Kenya Vision 2030」においては、農業を経済の柱の一つとして明確に位置づけ、特に小規模農家を対象とした市場志向型農業への転換を国家戦略の中核に据えている。また、10 年間の中期指針である「農業セクター変革・成長戦略 (Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy : ASTGS)」(2019～2029 年) では、小規模農家の所得向上、農業生産性及び付加価値の向上、家庭の食料安全保障の強化を主要目標に掲げている。さらに、第三期中期計画 (MTP III) (2018～2022 年) 及び第四期中期計画 (MTP IV) (2023～2027 年) においても、農業の生産性向上を通じた所得改善や、農家のニーズに基づいた農業普及の強化が強調されている。

こうした状況の下、我が国は 2006 年から「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP フェーズ 1)」を開始し、市場志向型農業を推進するための SHEP アプロ

一チを開発した。この SHEP アプローチが小規模園芸農家の所得向上に有効であることが示されたことを受け、後継プロジェクトである「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト (SHEP UP)」は全国規模で実施された。さらに、第3フェーズに当たる「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP PLUS)」では、農業普及の実施がカウンティ政府の所掌に移行した体制の下で、SHEP アプローチの適用が試みられた。続く「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト (SHEP Biz)」では、公的普及のみならず、NGO、民間企業、教育機関といった多様な機関による SHEP アプローチの展開が進められた。

SHEP プロジェクトの第5フェーズに当たる本プロジェクトは、前フェーズで構築された多様な機関との連携をさらに強化し、農業畜産開発省の SHEP アプローチ推進体制とカウンティ政府による SHEP の主流化をより確実なものとするを目的としている。本プロジェクトを通じて、官民の多様な機関により SHEP アプローチが小規模農家に届けられ、マーケティング能力及び生産技術力が向上し、持続的な地域農業の発展が支援されることが期待されている。

なお、本事業では、気候変動の影響を考慮した適時・適作の技術指導を実施するため、農業分野における気候変動への対応として、ケニアがパリ協定に基づき策定した「自国が決定する貢献 (Nationally Determined Contributions : NDC)」(2020年) に掲げられた目標とも整合する内容となっている。

## (2) ケニアに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対ケニア共和国別開発協力方針」(2020年) の ODA 基本方針 (大目標) として、「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」を掲げ、経済成長に伴い発生する課題への対処や経済成長から取り残された社会階層への支援に取り組んでいる。そして、重点分野 (中目標) の1つとして、「農業開発」の目標の元、主要産業である農業の振興に向け、市場ニーズに対応した小規模農家の営農力やバリューチェーンの強化支援に取り組むとしている。本事業は、この中目標の中の協力プログラム「市場に対応した農業開発プログラム」の一つとして位置づけられ、SHEP アプローチを活用した効果的な普及サービスの提供により、小規模農家の市場志向型農業への転換を目指すものであり、我が国の対ケニア協力方針との整合性が高い。

JICA は、JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略) 「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」において、持続的かつ包摂的な農業・農村開発を推進しているが、その中の取り組みの1つであるクラスター事業戦略「小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)」では、小規模農家を対象とした農業生産性及び農業バリューチェーンの改善を通じた生計向上、市場志向型の農業の促進等に資する協力を

実施するとしている。本事業で実施される SHEP アプローチを用いた普及活動は、同クラスター事業戦略の一環として位置づけられるものである。

本事業では、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 1 (貧困をなくそう)、目標 2 (飢餓をゼロに)、目標 5 (ジェンダー平等を実現しよう) への貢献が期待できる。SDGs の目標 2「飢餓をゼロに」についてさらに言えば、日本は、2019 年の第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD VII) にて「SHEP 100 万人宣言」(2030 年までに少なくとも 100 万人の小規模農家が SHEP を通じてより良い暮らしを実現する) を行った。本事業により、SHEP100 万人宣言の実現を後押し、飢餓撲滅に寄与することができる。

### (3) 他の援助機関の対応

世界銀行は予算 3 億ドルの「国家農業バリューチェーン開発プロジェクト (National Agricultural Value Chain Development Project : NAVCDP)」(2022~2027 年) を 33 のカウンティにおいて小規模農家の市場参加と付加価値増加促進を目的として実施している。対象となるバリューチェーンには、乳製品、鶏肉、果物 (バナナ、マンゴー、アボカド)、野菜 (トマト、ジャガイモ)、コーヒー、綿花、カシューナッツ、養蜂等が含まれる。NAVCDP は、農家の能力強化、e バウチャーを通じた支援、農業生産組織の支援、気候変動に対応したバリューチェーン投資、農業情報プラットフォームの開発など、多岐にわたる活動を展開している。農家への普及に関しては、1 ワードにつき 7 人の農村起業家 (Agripreneur) と呼ばれる農村住民をプロジェクトが雇用し、ビジネスベースでの技術伝播に取り組んでいる。国際農業開発基金 (IFAD) は、予算約 2.5 億ドルの「統合自然資源管理プログラム (Integrated Natural Resource Management Programme : INReMP)」(2024~2031 年) を 10 カウンティを対象にして実施している。自然資源の持続可能な管理を通じて、農村地域の生計向上と気候変動への適応能力の強化を図ることを目的としており、特に、バリューチェーンの商業化や再生型農業、気候スマート農業の推進に重点を置いている。「地域主導の環境強化と統合自然資源管理、エコシステムサービス、気候変動対策」、「包括的で持続可能な農村生計の改善」、「制度強化、政策支援、プログラム調整」の 3 つのコンポーネントで構成され、地域コミュニティの能力強化や生計向上、自然資源の持続可能な管理の促進を目指している。

国際連合世界食糧計画 (WFP) は、2017 年からファーム・トゥー・マーケット・アライアンス (Farm to Market Alliance : FtMA) 事業を実施している。FtMA の目的は、農家サービスセンター (Farmer Service Center : FSC) と呼ばれる中間支援拠点の設置を通じ、小規模農家を対象に、農業技術、農業資材、金融、保険、そして市場アクセスを統合的に提供することで、農業の商業化と農家の生計改善を図ることである。各 FSC には農村起業家が配置され、ビジネスベースで小規模農家に対して農業に関するサービスを有償で提供するほか、農業技術情報や価格情報等を提

供している。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、ケニアにおいて、農業畜産開発省 (MoALD)、ケニア農業大学校 (KSA)、ブクラ農業短期大学 (BAC)、対象カウンティ政府、連携機関及び研究機関に対する SHEP アプローチの実施能力及び研修・研究能力の強化を通じて、MoALD を中心とする政府機関および関係機関の組織的能力強化と SHEP アプローチ全国展開のための実施体制の確立を図り、もって事業終了後には、小規模農家支援のための SHEP アプローチに基づく農業普及が官民によりケニア全国で実施されることに寄与するものである。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

- 1) 対象地域：ケニア全土（但し、外務省海外安全情報において危険情報がレベル 2 以上の地域、または JICA 安全対策措置において渡航措置が安全管理部長承認及び渡航禁止の地域を含まない）
- 2) プロジェクトサイト：公的農業普及の対象として 4～6 カウンティを事業開始後に選定

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： MoALD 職員約 6 名、KSA 職員約 10 名、BAC 約 10 名、連携機関約 30 名、大学・研究機関約 30 名、対象カウンティ政府職員約 50 名、対象農家グループ(80～120 グループ、1,600～2,400 名)  
最終受益者：小規模農家

#### (4) 総事業費（日本側）：4.48 億円

#### (5) 事業実施期間

2026 年 1 月～2031 年 12 月を予定（5 年間）

#### (6) 事業実施体制

- 1) JCC 議長：MoALD 農業局事務次官
- 2) プロジェクト・ダイレクター：MoALD 農業局作物資源管理部長
- 3) KSA、BAC 等の協力機関

## (7) 投入（インプット）

### 1) 日本側

#### ① 専門家派遣（合計約〇〇M/M）：

業務主任/市場志向型農業、連携促進、業務調整/研修等

#### ② 研修員受け入れ：

本邦研修/第三国研修

#### ③ 機材供与：

### 2) ケニア国側

#### ① カウンターパートの配置

#### ② 執務スペース、什器、光熱水道費

#### ③ 現地活動費

## (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

2014年からアフリカ地域にて展開し、現在は全世界を対象としている JICA 開発協力クラスター事業（SHEP）では、SHEP 課題別研修、地域 SHEP ワークショップ等を実施している。これらの研修・ワークショップに本事業のカウンターパートの派遣を行い、SHEP アプローチに対する知識の深耕を促進し、SHEP マスタートレーナーとしての能力を強化する。また、他の SHEP 実施国との経験・知見共有の機会を提供することにより、情報分析・発信力を高めると共に、プロジェクトに対するオーナーシップ強化を図る。

### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行の NAVCDP とは、カウンティ政府を主体とした SHEP 農家研修実施の際の連携、農村起業家研修における SHEP アプローチの活用が想定される。IFAD の INReMP とは、農家研修実施の際に SHEP の市場調査を活用してもらうといった働きかけが考えられる。WFP の FtMA については、前フェーズの SHEP Biz にて連携が開始されており、FtMA の農村起業家による SHEP 活用が進んでいる。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類 (C)

#### ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」

(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断さ

れるため。

2) 横断的事項：

女性農家及び若年農家、貧困層、障害者等の社会的弱者が、本事業への参加によりより収益性の高い園芸生産・販売を行い、生計向上が実現するといった効果が考えられる。また、気候変動の影響を考慮した適期・適作の技術指導を行うため、気候変動適応に資する可能性がある。

3) 気候変動対策（適応策）

市場のニーズに合わせた栽培作物の多様化により、自然災害による被害リスクを分散させることができる。また、農家が栽培計画を作成・実施することにより、作物の収量の安定化が可能になり、気候変動に対するレジリエンス強化が見込まれる。

4) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）」  
<活動内容／分類理由>

調査にて、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・合意するため

(10) その他特記事項

特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：小規模農家支援のための SHEP アプローチに基づく農業普及が官民機関によりケニア全国で実施される。

(2) プロジェクト目標：MoALD を中心とする政府機関及び連携・研究機関の組織的能力が強化され、SHEP アプローチの全国的推進のための実施体制が確立される。

指標及び目標値：

(3) 成果

成果 1：MoALD 内における SHEP アプローチ推進のための制度的及び運営的能力が強化される。

成果 2：KSA と BAC の SHEP アプローチ研修機関としての能力が強化される。

成果 3：対象カウンティ政府の SHEP アプローチ実施能力が強化される。

成果 4：連携機関及び研究機関において SHEP アプローチ実施能力または研究能力が強化される。

#### (4) 主な活動

- 1.1. MoALD 内の SHEP 推進部署設置に関する議論を行う。
  - 1.2. SHEP 推進部署の所掌、役割、責任等に関する案を作成し、のちに公式文書として明文化する。
  - 1.3. SHEP 推進部署の年間活動計画及び予算計画を立案する。
  - 1.4. SHEP 推進部署に専従人員が配置され、予算が配賦される。
  - 1.5. SHEP 推進部署が活動・予算計画に従って活動を実施し、振り返り、見直しを行う SOP を作成する。
- 
- 2.1. KSA 及び BAC とそれぞれ SHEP マスタートレーナー育成計画及び SHEP 研修実施計画を議論し、必要に応じ、覚書 (MoU) を締結する。
  - 2.2. KSA 及び BAC の SHEP マスタートレーナー候補を特定する。
  - 2.3. KSA 及び BAC において、学生向け及び政府・民間普及人材向け SHEP 研修を計画する。
  - 2.4. KSA 及び BAC において、学生向け及び政府・民間普及人材向け SHEP 研修教材を作成する。
  - 2.5. KSA と BAC において、学生向け及び政府・民間普及人材向け SHEP 研修を実施する。
  - 2.6. KSA 及び BAC の SHEP マスタートレーナー候補が、カウンティ政府と連携して、SHEP 実施の現場をモニタリングする。
  - 2.7. 実績に基づいて KSA 及び BAC の SHEP マスタートレーナー候補を認定する。
- 
- 3.1. 対象カウンティ選定する。
  - 3.2. 対象カウンティに対して説明会を開催し、対象サブカウンティを選定する。
  - 3.3. 対象カウンティに対する指導者養成研修 (ToT) 教材及び農家研修教材を作成する。
  - 3.4. 対象カウンティとプロジェクトとの費用分担にて ToT を実施する。
  - 3.5. ToT 受講者が農家研修を実施する。
  - 3.6. モデル農家を対象に、無作為抽出標本方式でベースライン調査とエンドライン調査を実施し、データを集計・分析する。
  - 3.7. 対象カウンティがアップスケーリング活動計画を立案する。
  - 3.8. 対象カウンティが、アップスケーリング活動計画に基づいて対象農家に SHEP アプローチに基づいた農業普及を実施する。
  - 3.9. カウンティ政府に対し、フォローアップを実施し、活動進捗状況及び成果発現状況をモニタリングする。

- 4.1. 連携機関及び研究機関の候補をリストアップし、必要な調整を経て協力機関を特定する。
- 4.2. 連携機関及び研究機関と共に SHEP 実施計画または SHEP 研究計画を立案する。
- 4.3. 連携機関及び研究機関とプロジェクトとの費用分担にて ToT または説明会を実施する。
- 4.4. 連携機関及び研究機関が SHEP アプローチに基づいた農業普及、研修、あるいは研究を実施する。
- 4.5. 連携機関及び研究機関に対し、フォローアップを実施し、活動進捗状況及び成果発現状況をモニタリングする。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

十分な人数のカウンターパート職員が配置される。

### (2) 外部条件

成果達成のための外部条件：1. C/P 職員の異動・離職が頻繁に発生しない。2. 深刻な干ばつのような極端な気象条件が発生しない。

プロジェクト目標達成のための外部条件：プロジェクト実施のための十分な C/P ファンドが毎年確保される。

上位目標達成のための外部条件：MoALD 及び対象カウンティの農業普及に対する優先度が低下しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

本プロジェクトの前フェーズに当たるケニア国「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト (SHEP Biz)」(2021~2025 年) では、プロジェクト前半において 20 カウンティ政府を対象に、均質的な SHEP アプローチの実施支援を行った。その後、各カウンティ政府による自助努力を促し、SHEP の継続実施を働きかけたが、農業普及に対する政策的優先度にはカウンティ間で大きな格差があり、SHEP の主流化に必要な財政的・人的資源を十分に確保できたカウンティは 5~6 にとどまった。これらのカウンティに共通して見られた特徴として、プロジェクトとの費用分担によって指導者養成研修 (ToT) を実施するなど、SHEP 実施に対する財政的コミットメントの高さが挙げられる。このような教訓を踏まえ、本プロジェクトにおいては、費用負担の意思を有するカウンティ政府のみに支援対象を限定し、プロジェクトの効率性を高める必要がある。

## 7. 評価結果

本事業は、ケニアにおける小規模農家の所得向上支援、官民協働による農業普及活動の促進といった開発課題及び開発政策に合致している。また、JICA の対ケニア国協力方針及び SHEP アプローチの広域展開計画とも整合している。さらに、ジェンダー平等を重視した SHEP アプローチの実施を通じて、貧困層を含む小規模農家の市場対応力及び所得の向上を図ることを目的としている点において、SDGs 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」に資するものと考えられる。したがって、本事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業開始 6 か月：ベースライン調査  
事業完了 3 年後：事後評価

以上